

千葉県における働き方改革の推進に向けた 「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県
千葉市
千葉市長会
千葉県町村会
関東経済産業局
千葉労働局

(一社) 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
(一社) 千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会
(株) 千葉銀行
千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
(公財) 千葉県産業振興センター
(独) 千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター